運転免許証の写真の基準について

適切な写真例



【基 準】

- 申請前6か月以内に撮影した無帽(免許申請者が宗教上又は 医療上の理由により顔の輪郭を識別できる範囲内において頭部 を布等で覆う者である場合を除く。)のもの
- 正面、上三分身(おおむね胸から上)、無背景のもの
- 縦3. 0センチメートル、横2. 4センチメートルのもの
- 写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの
 - 道路交通法施行規則第17条第2項第10号

不適切な写真例



写真全体が暗い等



顔が大きすぎる



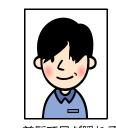
顔が小さすぎる



頭が切れている



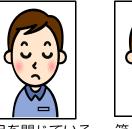
スナップ写真



前髪で目が隠れる



目を閉じている





理由なく帽子を かぶっている



笑っている



衣服等で顔が隠れる 正面でない



色の濃いサングラス



【留 意 事 頂】

- 不適切な写真例のほか、
 - 〇 カラーコンタクト等を使用し、目 の色が異なるなど、個人識別が容易 にできないもの
 - 頭上に3ミリメートル程度の余裕 がないもの
 - 傷や汚れ等があるもの
 - 写真専用の用紙で印刷していない もの
 - 合成写真又は修正しているもの 等の写真は、運転免許証の写真として使用 できない場合があります。
- 2 運転免許証の更新手続をする場合、写真 は不要です。ご用意された写真での作成を 希望される場合、上記基準に沿った写真を 1枚ご用意下さい。

なお、警察署で手続きをされた場合は、 交付におおむね3週間を要します。

【運転免許証の写真の問合せ先】

運転免許センター(管理第二係)

☎018-863-1111(代表)

内線 735-232・233